

# 事務所だより



社会保険労務士法人  
行政書士事務所  
**まさがき**

富田林 0721-24-8764  
堺 072-289-7656

今年度の最低賃金の改定について、最低賃金審議会は7月14日、過去最大となる28円引上げ、全国平均で930円とする目安をまとめました。これにより、大阪府は10月から最低賃金が992円となる見通しです。

◆正社員賃金に与える影響

時給換算で992円が最低ラインとなれば、月額はおよそ172,100円超となります。現在水準が167,200円ほどですから、0.00円近い上昇となります。

近年、全国平均10%前後の引上げが定率で行われていたと見られます。3%前後の引上げが、そのままペースの上昇が続いたとすると、平均が10%の時に大阪府の最低賃金額に近づいて事務所で独自に想定してみたいところ、令和6年に全国平均10%引上げ、そのときの大阪府は1082円となりそうです。（あくまで個人予想です。）

0月額換算で1837円超です。3年後、

◆最賃上昇はパートの労働時間減に!!

最低賃金が上昇すれば、それに近い水準で賃金を得ている短時間労働者の収入が増加するようには思えませんが、一筋縄ではいきません。女性のパート労働者などでよく見受けられますが、収入増加によつて所得税や健康保険の扶養基準を超過してしまったり、配偶者

新入社員などの出発点がこの水準になることを想定した経営予測を立てる必要がある、その他の社員への波及効果も考えなくてはなりません。

大阪府  
10月～  
**992円**



◆最低賃金引き上げ◆  
**28円UP**

## 経営業者必見!!

### 建設業退職金共済事業（建退共）加入・履行証明発行基準の改定

経営事項審査時に提示する加入・履行証明書の発行基準が令和3年度から改定されます。（令和4年度から完全実施）

【新・発行基準の主なもの】



建退共証紙

①共済手帳の更新数  
被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。  
年間就労日数が少ない方がいるなど、更新数が共済者数より少ない場合は、出勤簿等の出勤日数がわかる書類を提出する必要があります。

②退職給付拠出額の総額  
退職給付拠出額の総額が、一人当たり78,120円（310円×21日×12月）以上であること。（※令和3年10月以降は、掛金が1日320円になるため、80,640円以上）

③下請け業者への適正な掛金充当又は証紙の交付  
下請けを使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への証紙の交付が適正に行われていること。

経営事項審査において、加入・履行証明書を提示すれば、加点対象となりますが、上記の基準を満たしてでも必要な加点であるかどうかを、再考する必要があります。

が家族手当を失つてしまうことを避けるため、最賃の上昇分を労働時間の削減に置き換えてしまうことがあります。所得税の扶養基準を丁寧に説明をしたり、社会保険に加入することのメリットを理解してもらおうなど、勤務時間を確保してもらおうための対策が必要です。

最賃UPその他の影響

- ①職能給賃金表などを採用している企業は賃金表全体の修正が必要になることもある。
- ②精皆勤手当や家族手当は最賃の算定には含まれないため、これらを除いた基本給等で最賃をクリアしなければならない。  
→コスト増を避けるために手当制度を見直していくことも必要。

雑感

先日、お仕事を和歌山県庁へ行ってきました。大和高田経由だったため、京奈和自動車道分間通で無料区間が多く、最終は阪和道に合流します。

道路から見える景色はひたすら、でも実は温泉やアウトラド施設、道の駅も続々開業し見どころ満載。ちなみに、並行して京奈和自転車道というサイクリングロードが一足早く全線開通となり、嵐山から和歌山港まで180kmを走破できるそうです。

リアモーターカーの開通工事が候補にもなり、今後10年で奈良は大きく変わるのではないかと県境の大阪に在住の身とて楽しみにしています。

(大西)

